

令和3年9月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年9月24日(金曜日)午後1時30分～

2. 場 所 村民会館1階 ホール

3. 出席委員 18名

1番	吉永 義量	2番	貞廣 誠也	3番	小松 優
4番	川田 忠宏	5番	関川 裕二	6番	都築 英明
7番	公文 基嗣	8番	高松 敏子	9番	岡村 悟
10番	茂井 雅昭	11番	松本 勇	12番	岡村 和紀
13番	黒岩 正充	14番	石河 史成	15番	西笛 勤
16番	安岡 志乃	17番	清遠 典子	18番	山崎 一義

4. 欠席委員 0名

5. 事務局

事務局長	吉永 卓史
書記	松本 梓

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について(受付番号49～56)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請 1件

議案第3号 あっせん申し出について 2件

議案第4号 時効取得を原因とする所有権移転登記報告 1件

議案第5号 非農地証明願について 3件

議案第6号 農用地区域変更協議内容一覧表 2件

議案第7号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 9 月定例会を開催します。本日の出席委員は 18 名であります。欠席者は 0 名です。出席委員 18 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は黒岩正充委員と石河史成委員にお願いします。

第 1 号議案 　　農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定。

　　受付番号 49 番

　　大字和食字城福寺 甲 5208 番、地目は田、面積 558 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村西分甲の〇〇さん。期間は R3 年 8 月 1 日から R13 年 7 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 50 番

　　大字和食字城福寺 甲 5209 番、地目は田、面積 292 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村西分甲の〇〇さん。期間は R3 年 8 月 1 日から R13 年 7 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 51 番

　　大字和食字城福寺 甲 5210 番、地目は田、面積 637 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇さん、譲受人は芸西村西分甲の〇〇さん。期間は R3 年 8 月 1 日から R13 年 7 月 31 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 52 番

　　大字西分字香円 甲 5676 番、地目は田、面積 3,557 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R3 年 7 月 1 日から R23 年 12 月 31 日までの 20 年 6 ヶ月。作付けはピーマン、賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 53 番

　　大字西分字香円 甲 5677 番 1、地目は田、面積 1,270 m<sup>2</sup>、甲 5677 番 2、地目は田、面積 738 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村西分の〇〇さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇さん。期間は R3 年 7 月 1 日から R23 年 12 月 31 日までの 20 年 6 ヶ月。作付けはピーマン、賃借料は 1 反当り 6 俵。

　　受付番号 54 番

　　大字西分字福原 甲 6088 番、地目は田、面積 3,521 m<sup>2</sup>。譲渡人は香南市野市町東野の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。所有権移転で売買対価は 5,325,000 円、移転時期は令和 3 年 10 月 14 日予定。

　　受付番号 55 番

大字和食字北葛谷 甲 4443 番、地目は田、面積 282 m<sup>2</sup>、甲 4445 番 1、地目は田、面積 1,210 m<sup>2</sup>、甲 4445 番 4、地目は田、面積 114 m<sup>2</sup>、甲 4446 番、地目は田、面積 171 m<sup>2</sup>、甲 4442 番 2、地目は畑、面積 387 m<sup>2</sup>。譲渡人は高知市東石立町の〇〇 さん、譲受人は芸西村和食の〇〇 さん。期間は R3 年 10 月 1 日から R4 年 9 月 30 日までの 1 年。作付けはナス、賃借料は 1 反当り 6 俵。

受付番号 5 6 番

大字和食字御輿休 甲 5620 番、地目は田、面積 3,789 m<sup>2</sup>の内 1,640 m<sup>2</sup>、甲 5621 番、地目は田、面積 589 m<sup>2</sup>。譲渡人は芸西村和食の〇〇 さん、譲受人は芸西村馬ノ上の〇〇 さん。期間は R3 年 7 月 1 日から R13 年 6 月 30 日までの 10 年。作付けはナス、賃借料は 1 反当り 6 俵。

議 長 第 1 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 8 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題とします。

第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について。

受付番号 3 土地の所在は大字西分字石槌 甲 629 番 1、地目は畑、転用面積は 611 m<sup>2</sup>の内 262 m<sup>2</sup>。譲渡人は大阪府高槻市松が丘三丁目の〇〇 さん、譲受人は香美市土佐山田町の〇〇 さん。

9 月 22 日 (水) に会長、黒岩正充委員、都築英明委員、事務局にて現地確認。

議 長 第 2 号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長            続きまして第 3 号議案 あっせん申し出について議題とします。

第 3 号議案      あっせん申し出について

受付番号 4      申請人である芸西村和食の〇〇 さんより、大字和食字中入野甲 2950 番 1、地目は田、面積 1,253 m<sup>2</sup>、甲 2950 番 2、地目は田、面積 780 m<sup>2</sup>、甲 2953 番、地目は田、面積 1,016 m<sup>2</sup>、甲 2954 番、地目は田、面積 1,016 m<sup>2</sup> の土地を売りたいと申し出。単価については 7,000 円/坪以上。

受付番号 5      申請人である芸西村和食の〇〇 さんより、大字和食字國門 甲 1414 番、地目は田、面積 283 m<sup>2</sup> の土地を売りたいと申し出。単価は安くても構わないとのこと。

事務局           現在の耕作者は資料の通りになっております。

議 長            事務局案ではあっせん委員は、受付番号 4 は茂井委員と高松委員、受付番号 5 は西笛委員と関川委員になりますがいかがでしょうか。

委 員            分かりました。

議 長            では、茂井委員と高松委員、西笛委員と関川委員にお願いします。

議 長            続きまして第 4 号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について議題とします。

事務局           第 4 号議案 時効取得を原因とする所有権移転登記報告書について。

受付番号 1      芸西村和食字東廣見 乙 289 番 1、地目は田、面積 479 m<sup>2</sup>、乙 289 番 2、地目は田、面積 743 m<sup>2</sup>、乙 291 番、地目は田、面積 26 m<sup>2</sup>、乙 293 番、地目は田、面積 436 m<sup>2</sup>、乙 294 番、地目は田、面積 62 m<sup>2</sup>、乙 296 番、地目は田、面積 155 m<sup>2</sup>、乙 297 番 1、地目は田、面積 396 m<sup>2</sup>、乙 297 番 2、地目は畑、面積 95 m<sup>2</sup>、乙 298 番 1、地目は田、面積 125 m<sup>2</sup>、乙 298 番 4、地目は田、面積 128 m<sup>2</sup>、乙 299 番 2、地目は田、面積 667 m<sup>2</sup>。登記目的は所有権移転、登記権利者 安芸市矢ノ丸二丁目の〇〇 さん、登記義務者 京都府福知山市の〇

○ さんです。

議 長 第 4 号議案については法務局からの通知でありますので報告のみとさせていただきます。

議 長 続きまして第 5 号議案 非農地証明願について議題とします。

第 5 号議案 非農地証明願について

受付番号 4 申請人は○○ さん。土地の所在は大字和食字築地ヶ谷 乙 694 番、地目は畑 現況 山林、転用面積は 228 m<sup>2</sup>、乙 695 番、地目は畑 現況 山林、転用面積は 244 m<sup>2</sup>、乙 697 番、地目は畑 現況 山林、転用面積は 66 m<sup>2</sup>、字一向ヶ谷 乙 718 番、地目は畑 現況 山林、転用面積は 1,021 m<sup>2</sup>、字入道藪 乙 845 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 79 m<sup>2</sup>、乙 846 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 72 m<sup>2</sup>、乙 848 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 277 m<sup>2</sup>、字源助屋敷 乙 872 番 2、地目は畑 現況 山林、転用面積は 85 m<sup>2</sup>、乙 872 番イ、地目は畑 現況 山林、転用面積は 105 m<sup>2</sup>、字枝折谷 乙 980 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 499 m<sup>2</sup>、字十谷北屋敷 乙 1011 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 191 m<sup>2</sup>、乙 1015 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 287 m<sup>2</sup>、乙 1016 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 287 m<sup>2</sup>、乙 1022 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 231 m<sup>2</sup>、乙 1024 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 33 m<sup>2</sup>、乙 1025 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 419 m<sup>2</sup>、字柿本 乙 1044 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 72 m<sup>2</sup>、乙 1045 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 218 m<sup>2</sup>、乙 1046 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 353 m<sup>2</sup>、乙 1047 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 403 m<sup>2</sup>、乙 1048 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 323 m<sup>2</sup>、乙 1049 番イ、地目は田 現況 山林、転用面積は 254 m<sup>2</sup>、乙 1049 番ロ、地目は田 現況 山林、転用面積は 489 m<sup>2</sup>、乙 1050 番イ、地目は田 現況 山林、転用面積は 380 m<sup>2</sup>、乙 1050 番ロ、地目は田 現況 山林、転用面積は 254 m<sup>2</sup>、乙 1050 番ハ、地目は田 現況 山林、転用面積は 337 m<sup>2</sup>、字細サコ 乙 1111 番イ、地目は田 現況 山林、転用面積は 56 m<sup>2</sup>、乙 1113 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 595 m<sup>2</sup>、乙 1118 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 59 m<sup>2</sup>、乙 1119 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 211 m<sup>2</sup>、乙 1120 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 624 m<sup>2</sup>、乙 1124 番、地目は田 現況 山林、転用面積は 479 m<sup>2</sup>、乙 1127 番、地目は畑 現況 山林、転用面積は 909 m<sup>2</sup>、字石ヶ休場 乙 1133 番、地目は畑 現況 山林、転用面積は 489 m<sup>2</sup>、乙 1135 番、地目は畑 現況 山林、転用面積は 760 m<sup>2</sup>。申請理由は、2001 年以降耕作して

いない為、現在は山林となっている。

9月22日(水)に会長、茂井雅昭委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認。  
受付番号5 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字和食字武則 甲1843番1、  
地目は畑 現況 雑種地、転用面積は350㎡。申請理由は、15年以上耕作し  
ていない。現在は倉庫、駐車場として使用している。

9月22日(水)に会長、西笛勤委員、貞廣誠也委員、事務局にて現地確認。  
受付番号6 申請人は〇〇さん。土地の所在は大字西分字北用本 甲1363番  
3、地目は田 現況 宅地、転用面積は28㎡。申請理由は、平成15年頃、車  
庫を建築したため宅地となり、現在に至る。

9月22日(水)に会長、黒岩正充委員、都築英明委員、事務局にて現地確認。

議 長 それではお謀りします。第5号議案 非農地証明願について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第5号議案 非農地証明願については許可いたします。

議 長 続きまして第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題とします。

事務局 第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について。  
整理番号1 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西土居 735番2、地目は畑、  
転用面積は436㎡、735番7、地目は畑、転用面積は55㎡。譲渡人は高知市  
大津の〇〇さん、譲受人は芸西村和食の〇〇さん。除外目的は住宅の建設。  
農地区分は第1種農地と判断。

9月22日(水)に会長、岡村悟委員、川田忠宏委員、事務局にて現地確認。  
整理番号2 除外申請地の所在は大字西分字北用本 甲1369番3、地目は田、  
転用面積は515㎡の内236㎡、甲1369番2、地目は田、転用面積は301㎡の  
内124㎡、甲1371番、地目は田、転用面積は708㎡の内84㎡、譲渡人は芸  
西村西分の〇〇さん、〇〇さん、譲受人は芸西村西分の〇〇さん、〇〇さ  
ん。除外目的は住宅の建設。農地区分は第1種農地と判断。

9月22日(水)に会長、黒岩正充委員、都築英明委員、事務局にて現地確認。

議 長 第6号議案につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長            それではお謀りします。第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更  
                  についての 2 件について許可することに異議はないでしょうか。

                  (全員賛成)

議 長            それでは、第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については 2  
                  件全て許可いたします。

議 長            続きまして第 7 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ  
                  んか。なければこれで 9 月の定例会を閉会いたします。

                  (閉会時刻午後 2 時 15 分)

議事録署名委員

                  黒岩 正充                  

議事録署名委員

                  石河 史成